

○にかほ市建設工事における余裕期間制度実施要綱

令和4年12月15日

告示第134号

(目的)

第1条 この告示は、にかほ市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）において、工事開始前に建設資機材、技術者及び労働者の確保などのための余裕期間を設けることにより、受注者の円滑な施工体制の確立を図り、発注及び施工時期の平準化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 実工期の開始日をいう。
- (2) 工事の終期 全体工期の最終日をいう。
- (3) 余裕期間 受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日から工事の始期の前日までをいう。
- (4) 実工期 実際に工事を施工するための期間（工事に係る準備期間及び後片付け期間を含む。）をいう。
- (5) 全体工期 余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。
- (6) 発注者指定方式 発注者が余裕期間を設け、工事の始期を指定する方式をいう。
- (7) 任意着手方式 発注者が設定した工事の始期までの期間内で、受注者が工事の始期を選択する方式をいう。
- (8) 工事着手期限日 任意着手方式を指定された工事において、受注者が工事に着手しなければならない期限日をいう。

(対象工事)

第3条 余裕期間制度の対象とすることができる工事は、市発注工事とし、次のいずれにも該当しない工事の中から選定するものとする。

- (1) 余裕期間を設定することにより、工事の終期が当該設定前に予定していた完成予定年度の3月末日を超え、又は超えるおそれがある工事
- (2) 緊急性を要する工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、余裕期間の設定がなじまないと判断される工事

2 余裕期間制度の方法については、発注者指定方式及び任意着手方式から選択できるものとする。

(余裕期間の設定)

第4条 発注者は、前条の基準により選定した工事について、実工期の30%を超えず、かつ、4箇月を超えない範囲内で余裕期間を設定することができる。

(公告等への記載)

第5条 発注者は、余裕期間を設定する工事の競争入札を実施する場合は、当該入札に係る公告、指名通知等に余裕期間を設定する工事であることを記載しなければならない。

2 発注者は、余裕期間を設定する工事の特記仕様書(様式第1号)に余裕期間に関する必要事項を明記しなければならない。

(工事の始期前の取扱い)

第6条 受注者は、余裕期間内は、工事(工場製作、測量、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。)に着手してはならない。

2 受注者は、余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

(契約関係の取扱い)

第7条 余裕期間制度を実施する場合における発注者及び受注者の契約関係の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とする。
- (2) 任意着手方式の工事の始期については、契約を締結するまでに、工事の始期日通知書(様式第2号)を提出し、決定することとする。
- (3) 受注者は、工程表に余裕期間を必ず明示することとする。
- (4) 受注者は、工事の始期以後より前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。
- (5) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。

(余裕期間の短縮)

第8条 任意着手方式において、受注者が余裕期間を短縮する場合は実工期の日数は変更しないものとし、工事の終期については工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとする。

(余裕期間の現場管理)

第9条 余裕期間の現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者に資機材の搬入、仮設物の設置等工事に着手させてはならない。

附 則

この告示は、令和5年1月4日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

余裕期間制度適用工事に関する特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、にかほ市建設工事における余裕期間制度実施要綱に関し、必要な事項を定めるものとする。

【発注者指定方式の場合】

（採用方式）

第2条 本工事において、採用する余裕期間制度は発注者指定方式とする。

（工期）

第3条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

全体工期： 年 月 日から 年 月 日まで

余裕期間：契約締結日から 年 月 日まで

【任意着手方式の場合】

（採用方式）

第2条 本工事において、採用する余裕期間制度は任意着手方式とする。

（工期）

第3条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限日までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、工事の始期日通知書（様式第2号）を提出すること。

全体工期： 年 月 日から 年 月 日まで

余裕期間：契約締結日から 年 月 日まで

工事着手期限日： 年 月 日（工事着手期限日までに工事に着手すること）

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

(前金払の請求)

第4条 本工事の前払金については、工事の開始日までは請求できない。

2 本工事がゼロ債務負担行為を活用した工事である場合は、翌年度4月1日以降かつ、工事の開始日以降までは請求できない。

(工事の開始日前の現場管理等)

第5条 契約日から工事の開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。

2 契約日から工事の開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

3 余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(技術者の配置)

第6条 契約日から工事の開始日までの期間は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第7条 余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第8条 この特記仕様書に定めのない事項については、「にかほ市建設工事における余裕期間制度実施要綱」に定められているほか、本市監督員と協議のうえ、決定するものとする。

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

にかほ市長 あて

住 所
商号又は名称
氏 名

工事の始期日通知書

次のとおり、工事の始期日を定めたので、通知します。

工事名	
工事場所	
工期の始期日	
全体工期（契約工期）	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間

※契約を締結までに提出すること。

※にかほ市の休日を定める条例（平成 17 年にかほ市条例第 3 号）に規定する休日を、
工期の始期日としないこと。

※契約書には、本通知書により提出した全体工期を記載するものとする。